



平成 2 1 年 6 月 2 5 日

各 位

会社名 伊藤忠商事株式会社  
代表社名 代表取締役社長 小林栄三  
(コード番号 8001 東証第一部)  
問合せ先 広報部長 中山 勇  
(TEL 03-3497-7291)

### 証券取引等監視委員会による当社元従業員に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社元従業員による内部者取引について金融商品取引法違反の事実が認められたとして、金融庁長官等に対し、当該当社元従業員に対する課徴金納付命令を发出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。このような事態が発生したことは当社として誠に遺憾であり、株主・投資家・取引先を始めとする関係者の皆様大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

#### 記

##### 1. 勧告の概要

証券取引等監視委員会の勧告によると、課徴金納付命令の対象者である当社元従業員は、当社が株式会社アドウェイズの総株主の議決権の100分の5以上の株券を買い集めることを決定した旨の公開買い付けに準ずる行為の実施に関する事実を、その職務に関して知り、当該事実が公表された平成19年6月15日より前の同月14日に、株式会社アドウェイズの株券合計50株を総額494万円で買付けたものであり、金融商品取引法第167条に違反すると認定されました。

上記の違反行為に対し、当社元従業員が納付を勧告されている課徴金の額は、141万円です。

なお当社及び上記当社元従業員以外の当社の役職員は、上記の勧告について課徴金納付命令の対象者とはなっておりません。

##### 2. 当社元従業員への処分の概要

社内調査等の結果、上記の証券取引等監視委員会の勧告に係る当社元従業員による法令及び社内規程違反の事実が確認されたため、本人は既に解雇済みです。

##### 3. 再発防止策について

当社としましては、内部者取引規制に係る社内規程を策定・運用し、各種社内研修を徹底していたにも拘らず、今回の事態が生じたことを厳粛に受け止め、当社役職員による内部者取引防止の為の社内制度の実効性を高めて参る所存です。

以上